

平成30年2月
新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会
定例会会議録

平成30年2月26日 開会
平成30年2月26日 閉会

平成 30 年第 1 回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会 2 月定例会会議録

午前 9 時 59 分 開議

議事日程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 会期の決定

- 第 3. 議案第 1 号 平成 30 年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
一般会計予算
- 議案第 2 号 平成 30 年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
介護保険事業特別会計予算
- 議案第 3 号 平成 30 年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
CATV事業特別会計予算
- 議案第 4 号 平成 30 年度分担金に関する構成市町の分賦の額及び納付期日について
- 議案第 5 号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定居宅介護支援等の事業の
人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 6 号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険条例の一部を改正する
条例について
- 議案第 7 号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定地域密着型サービスの事業
の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につ
いて
- 議案第 8 号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定地域密着型介護予防サー
ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係
る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について
- 議案第 9 号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定介護予防支援事業者の指定
の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合地域包括支援センターの設置者
が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例について

(提案理由説明 理事長)

(休憩) 全員協議会開催 議案等細部説明

(再開) 質疑

第4. 一般質問

第5. 討論・表決（議案第1号から議案第10号まで）

第6. 議会運営に関する調査について（委員長報告・質疑・表決）

本日の出席議員（9人）

1番	伊東 景治 君	2番	谷口 弘義 君
3番	小柳 勇人 君	4番	成川 正幸 君
5番	佐藤 一仁 君	6番	野島 浩 君
7番	井田 義孝 君	9番	加藤 好進 君

説明のため出席した者

理事長	堀内 康男 君	副理事長	笹島 春人 君
副理事長	笹原 靖直 君	監査委員	角丸 貴之 君
会計管理者	岩上 勝彦 君	事務局長	村田 治彦 君
総務課長	能登 昌幸 君	管理係長	村田 まゆみ 君
認定係長	矢木 恭江 君	給付係長	若林 仁美 君
ケーブルテレビ事業課長	野坂 真佐仁 君	ケーブルテレビ係長	西田 国司 君

職務のため出席した者

黒部市福祉課長	霜野 好真 君	黒部市企画政策課長	長田 等 君
入善町健康福祉課長	小堀 勇 君	入善町企画財政課参事	竹島 秀浩 君
朝日町健康課長	中島 優一 君	朝日町企画調整課長	小川 洋道 君

○議長（佐藤 一仁君）定刻より少し早いですが、全員お揃いになりましたので、只今から開会いたします。

本日、2月定例会が招集されましたところ、ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会2月定例会を開会いたします。

監査委員から例月出納検査の報告がありました。お手元に配付したとおりであります。説明は省略させていただきますのでご了解をお願いいたします。

それでは、本日の会議に入ります。会議規則第19条の規定により作成いたしました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

「会議録署名議員の指名」

○議長（佐藤 一仁君）日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、「1番 伊東 景治君」、「7番 井田 義孝君」以上2名を指名いたします。

「会期の決定」

○議長（佐藤 一仁君）日程第2、「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日2月26日の1日間とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤 一仁君）ご異議なしと認めます。よって、会期は「1日間」と決定いたしました。

「議案第1号から議案第10号」

○議長（佐藤 一仁君）次に日程第3、「議案第1号」平成30年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合一般会計予算から「議案第10号」新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

理事長からの提案理由の説明を求めます。理事長「堀内 康男君」

（提案理由説明）

○理事長（堀内 康男君）おはようございます。どちら様もご苦労様でございます。

本日ここに、平成30年第1回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご参集を賜り、本組合の重要諸案件についてご審議いただきますことに対し、深く敬意を表するものであります。

議案の説明に先立ち、介護保険事業にかかる取り組みについて、その状況を申し上げます。

本年度は第6期事業計画の最終年度であり、計画2年目の昨年度と介護サービスの利用状況を比較しますと、11月までの実績では、サービス利用者数で対前年度比3.7%、介護給付費で2.1%の伸びとなっております。

介護給付費の伸び率は、全国値を大きく下回っており、さらに、介護サービスの利用者数の伸び率より下回っていることから、要支援より利用単価の高い要介護の方の利用が見込んだほど伸びていない状況となっております。介護予防に取り組んだ事業等の効果により一定程度、要介護度の重度化が防止されているものと考えております。

このことは、要介護者より軽度の要支援者の増加傾向として現れており、第7期介護保険事業計画においても、要介護の方の介護サービス給付費の伸びを抑えつつ、要支援の方の介護予防サービス給付費の伸びを確保した給付計画としたところであります。

さて、今ほど触れました第7期介護保険事業計画であります。先日の全員協議会でご説明申し上げたとおり、昨年12月下旬に公表された介護報酬の0.54%引き上げ等を踏まえ、介護給付費の見込額を算定し、保険料剰余金も考慮したうえで、第7期の介護保険料の基準額を、第6期と同額の月額5,600円と設定して、最終事業計画を取りまとめたところであります。

所得段階別保険料につきましても、第6期と同じ11段階とし、低所得者層の第1段階の公費による保険料軽減を継続してまいります。

第7期事業計画では、リハビリテーション専門職の関与を促進し、自立支援・重度化防止に努めるほか、認知症の早期対応、住民主体の地域の通いの場の整備・拡充、地域共生社会実現への取り組みなど、構成市町と連携しながら「地域包括ケアシステム」を深化・推進してまいりたいと考えております。

次に、ケーブルテレビ事業について申し上げます。

本年1月末のケーブルテレビ加入世帯数は22,849世帯で、加入率は81.8%であります。前年度の同月末と比べ149世帯の増、加入率で0.5ポイントの増加となっております。

また、本年度の事業として、「緊急L字放送・データ放送」がいよいよ来月1日より開始されます。

L字放送では、画面がL字に分割され、「緊急情報」若しくは「お知らせ」という文字が画面左端に、そしてその下段にその内容がこれまでより大変見やすく表示されます。

データ放送では、リモコンのdボタンを押すことにより、地域のイベント情報やごみ収集日・おくやみ情報といった身近な情報を手軽に確認できるようになります。できるだけ多くの方々に活用していただけるよう周知に努めてまいります。

それでは、本日提出しております議案についてご説明申し上げます。

議案第1号は、「平成30年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合一般会計予算」であります。

予算総額は、2億614万1千円で、前年度当初予算と比較いたしまして164万4千円、率にして0.8%の増となっております。

一般会計予算の主な歳入は、構成市町からの事務費経常分担金及び派遣職員人件費分担金であります。予算額が増額となりました主な要因は、改元に伴う介護保険システムの改修費等の計上であります。

次に、議案第2号「平成30年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、81億6,346万5千円で、前年度予算と比較いたしまして2億6,383万1千円、率にして3.3%増となっております。

保険給付費につきましては、76億9,342万2千円を計上いたしたところであり、前年度に比べ2億9,038万8千円、3.9%の増となっております。

この内、介護サービス給付費に対前年度比1億3,203万9千円、1.9%増の72億2,403万1千円を計上いたしております。

一方、地域支援事業費につきましては、前年度に比べ2.6%、1,167万9千円増の4億6,679万5千円を計上いたしております。

歳出予算の財源につきましては、主に保険給付費及び地域支援事業費に係る法定負担分として、国県支出金、構成市町分担金、支払基金交付金及び第1号被保険者の保険料を充当いたします。

また、構成市町の分担金は、当該分担金の分賦の額及び納付期日について、議会の議決が必要とされ、「議案第4号」として提出いたしているところであります。

次に、議案第3号「平成30年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

予算総額は、5億5,442万2千円で、前年度当初予算額と比較いたしまして285万3千円、率にして0.5%の減額となっております。

国道8号バイパスの拡張に伴う光ケーブルの移設など新たな事業費を計上いたしましたが、宇奈月ヘッドエンド移設工事の完了による事業費の減額が大きいことから差引減額予算となったものであります。

CATV事業特別会計予算の主な歳入は、視聴者の皆さんにご負担いただくCATV使用料であります。

また、歳出における事業費は、CATV運営事業費のみであり、主な歳出の内訳は、障害対応等の修繕料や光熱水費などの需用費が1億4,413万4千円、施設保守管理や番組制作などの委託料が1億2,715万7千円、番組購入料や機器リース料などの使用料及び賃借料が2億1,075万1千円などとなっております。

次に、条例関係の議案について申し上げます。

「議案第5号」は、新たに制定するもので、介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が県から移譲されることから、これまで富山県条例で定めておりました規定を組合条例として制定するものであります。

「議案第6号」から「議案第10号」は、条例の一部を改正するもので、「議案第6号」は「介護保険条例」の一部改正、「議案第7号」は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正、「議案第8号」は「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の一部改正、「議案第9号」は「指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の一部改正であります。

「議案第10号」は、介護保険法施行規則の一部改正に伴う「地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例」の一部改正であります。

以上、本日提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。なお、詳細につきましては、全員協議会でご説明申し上げます。

何卒、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げて、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 一仁君）ありがとうございました。それでは、議案の細部説明を聞くために、暫時休憩をいたしまして、全員協議会を開催いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時21分 再開

「再開」

○議長（佐藤 一仁君）それでは、会議を再開いたします。

次に、日程第3の議事を継続し、これより質疑を行います。質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

○議長（佐藤 一仁君）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

「一般質問」

○議長（佐藤 一仁君）日程第4、「一般質問」を行います。今回の通告者は4名であります。念のため発言順を申し上げます。1番目「小柳 勇人君」、2番目「井田 義孝君」、3番目「谷口 弘義君」、4番目「成川 正幸君」以上であります。

順次発言を許可いたします。最初に「小柳 勇人君」

○3番（小柳 勇人君）皆さんおはようございます。それでは、よろしくお願いいたします。

大きく分けて2点、ケーブルテレビと介護保険料のことをお伺いします。

ケーブルテレビ事業について、設備更新、運営方法（指定管理や直営継続等）、番組制作方針など長期的な検討を今年度されると伺っておりますので、その状況について伺います。

また、どのようなことが課題となっているのか、ケーブル網の更新についてどのような財政負担が予想されるのか、さらに今後検討されているスケジュールについてお伺いします。

2点目として、介護保険料の上昇についてお伺いします。

第7期計画が提示されました。平成37年の介護給付費が約84億円とした第6期計画から、第7期計画では、約90億円とアップをしております。保険料が7,400円から8,400円に上がることも推計されております。

基本ベースの保険料は、計画期間の3年間では、平成30年から平成32年は、201,600円。それから平成37年になりますと、3年間で302,400円となります。保険料が上昇した理由をお伺いします。

国の制度上のことでこういうことになるというのは理解をしておりますが、世代間の負担の公平性について、一昨年12月議会でも質問させていただきましたが、相対的に55歳から65歳の方

の負担が上がる。また、40歳からの第2号被保険者の負担もしっかりと説明した上で第7期計画を提案するということがありましたので、それについてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（佐藤 一仁君） それでは、答弁を求めます。はい。「理事長 堀内 康男君」

○理事長（堀内 康男君） それでは、小柳議員のご質問にお答えをいたします。

1つ目の項目であります「ケーブルテレビの今後の運営方針の検討の進捗状況及び検討内容、課題」についてお答えをいたします。

運営方針の検討につきましては、これまでの定例会でもお答えしてきたとおり、指定管理者制度への再挑戦、業務委託の拡大、民間への事業譲渡などについて、「民間のノウハウの活用」、「安定的な運営」、「コスト削減効果」、「実現性」等の観点から総合的に検討を進めております。

また、指定管理者制度、業務委託の拡大などの方法により、組合がケーブルテレビ事業を続けていく場合には、老朽化が進むケーブル網の更新が必要不可欠であることから、その更新方法についても検討を進めてきております。

この運営方針や設備更新の方法については、放送設備関連事業者や他のケーブルテレビ放送局の動向、放送免許など国の許可要件をはじめとしたソフト的な側面と、ケーブルテレビ関連設備の市場的な動向や技術進歩などのハード的な側面が複雑に絡み合っており、その検討には時間を要しているところであります。

これまで検討してきた結果、運営方針にかかる課題といたしまして、まず、指定管理者制度につきましては、一度指定を見送った経緯を踏まえ、現行サービスを維持しつつ、経費削減と安定的な運営、魅力的なサービスの展開が可能な指定管理の内容を詰めること。もう一方のケーブルテレビ事業の民間譲渡については、そもそも民間事業者が参入する可能性があるのかどうか、参入した場合でも、その民間事業者が安定的な経営をしていけるのかどうかということ。さらに業務委託の拡大については、民間ノウハウの活用やコスト削減効果が見込まれるのかなどが課題として挙げられます。

現在、これらの点についてケーブルテレビ関連事業者のご意見等もお聴きしながら総合的に精査、検討を進めているところであり、3月15日に開催予定の全員協議会の場で運営方針について一定の考えをお示ししたいと考えております。

また、ケーブル網の更新については、全面光化するFTTH方式や部分的に光化するFTTX方式などの更新手法ごとに、さらにNTTなどの既存光ケーブル網を活用した卸役務方式について、そのメリットや費用、財源措置等について、事務的にシミュレーションをしておりますが、組合が今後もケーブルテレビを運営していくということになれば、更に専門機関の意見を聞いて精査する必要があると考えておりますので、現段階での具体的な数字の公表は差し控えさせていただきたいと考えております。

3月の全員協議会でお示しする方針によっては、4月以降、予算措置を必要とするものが出てくる可能性もありますので、その際には、適宜ご説明をさせていただいたうえでご審議をお願いしたいと考えております。

○議長（佐藤 一仁君） はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）次に2つ目の項目「平成37年の介護保険料の推計額が第6期計画時の推計額より上昇した理由と世代間の負担の公平性」について、お答えをいたします。

平成37年（2025年）は、団塊の世代が全員、後期高齢者となる年であり、介護保険事業計画では第9期となります。

第6期計画策定時には平成37年の予防給付を含めた介護給付費を約83億3千万円と推計しておりましたが、今回の第7期計画においては、約89億6千万円と推計額が6億円余り増額となっております。

これは、第7期から設けられる介護医療院の制度により、現在の介護療養型医療施設のベッド数128床から210床増加し、介護医療院のベッド数が338床と見込まれることによるものであります。県が策定する地域医療計画において、医療保険から介護保険へ移行することとなっている210床が介護給付費を増額させ、そのことが介護保険料を引き上げたものと考えております。

また、第6期計画策定時には、第9期における第1号被保険者の給付費の法定負担割合が24%で推計することとなっていたのに対し、今回の第7期計画においては、その割合を25%で推計することとされたことも、介護保険料の推計を引き上げた要因となっております。

第7期計画期間の介護保険料の基準月額が5,600円に対し、第9期計画期間では約8,400円となることについて、世代間の公平性は保たれているかどうかにつきましては、第7期の月額5,600円は、現在の第1号被保険者が負担した第6期までの保険料剰余金約5億4千万円を充当するため、実際には6,067円であり、当該保険料と比較すると2,300円余りの増加となります。

この増加分は、これから新設される介護医療院の新規サービスや今後増加するサービス利用に対する介護保険料であり、新たに高齢者となられる方々が負担していくべき費用であります。3年間の計画期間ごとに給付費を計算し、その時点の第1号被保険者が保険料として、それを賄っていくことが公平な負担であると考えております。

「再質問」

○議長（佐藤 一仁君）それでは、再質問を受けます。「小柳 勇人君」

○3番（小柳 勇人君）ケーブルテレビからお伺いします。3月15日の全協で提示をされるということですので、それを待ちたいと思いますが、具体的にどういう心配材料があるのかももう少し細かいことをお伺いしたい。

先日の全協でもご説明がありましたが、多チャンネル放送、いわゆる今スカパー本体がなかなか経営状態が厳しい。インターネット放送が今かなり伸びて来ている。となると、民間の多チャンネル放送を組合が持つこと自体が不安材料になる恐れがあると思いますが、そういったことについても検討はされてきたのでしょうか。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「野坂ケーブルテレビ事業課長」

○ケーブルテレビ事業課長（野坂 真佐仁君）議員ご指摘のとおり、インターネットによる民間での多チャンネル番組の配信などが増えてきております。今後、NTTやKDDIといった大手の企業の

参入なども予想されますので、検討していかなければならない事項であると認識しております。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「小柳 勇人君」

○3番（小柳 勇人君）同じくインターネットサービスについてですが、例えば、先日楽天が携帯の分野に進出するというので、その考え方が都市部は自分で回線を整備するが、山間部などコストのかかる地域はNTTの回線を利用するというものらしいです。

インターネットの提供会社も、ライバル会社の回線を利用してでも利益を出していくという性質だと思います。何が言いたいかという、これだけ日進月歩で進んでいくものに対し、行政として関与するのはスピード感が保てるのかどうかということです。行政が検討している間に違う方式が出てくるということの繰り返しになるのではないかと思います。現状どのような検討をされていますか。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「野坂ケーブルテレビ事業課長」

○ケーブルテレビ事業課長（野坂 真佐仁君）行政経営では民間と比べてどうしても意思決定に時間がかかるというケースが多いというのは、ご指摘のとおりであります。

そういった中、民間の事業者も含めた富山県ケーブルテレビ協議会の組織の中で、県内のケーブルテレビ事業者が協同してサービスを提供していこうという検討もされております。みら一れも県のケーブルテレビ協議会の一員でありますので、連携し歩調を合わせながら事業運営をしていきたいと考えております。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「小柳 勇人君」

○3番（小柳 勇人君）3月15日の全協で示されることについて、お伺いします。

番組制作への考え方、いわゆるコミュニティ放送はこういう番組制作をしていくんだというような方針は、その場で説明されるのでしょうか。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「野坂ケーブルテレビ事業課長」

○ケーブルテレビ事業課長（野坂 真佐仁君）コミュニティ放送の内容といったことについては、3月15日の全協では大きく触れることはないと思いますが、コミュニティ放送につきましては、どのように制作していくのか、加入者の方により親しんでいただけるものになるよう考慮していかなければならないと考えております。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「小柳 勇人君」

○3番（小柳 勇人君）指定管理を選ぶ際には、ここも評価の大きなポイントだと思います。最後に、詳しい財政状況負担等の数字の公表は差し控えるとのことでしたが、3月15日の全協でも、具体的な金額や各市町の財政負担については、差し控えたものが出てくるということでしょうか。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「野坂ケーブルテレビ事業課長」

○ケーブルテレビ事業課長（野坂 真佐仁君）可能な限り、15日の全協でお示ししたいと考えております。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「小柳 勇人君」

○3番（小柳 勇人君）次に、介護の方の質問に移ります。介護医療院の導入についてです。介護医療院というのは、医療から介護の方に社会負担がシフトするという考え方でよろしいですか。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）そのとおりでございます。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「小柳 勇人君」

○3番（小柳 勇人君）世代間の公平性についてお伺いします。

その時の高齢者の方々に、費用負担を計算していくというのは制度上よく分かります。問題なのは、その地域に住む方々がそれでいいのかどうかです。

これは、この組織で意思決定すべきだと思います。何を言いたいのかと言いますと、例えばこの地域にお住まいで働きながら両親の介護をしつつ、子どもの面倒も見ている方々と、両親はこちらにいるけれども、家族が全部東京や大阪へ行かれた方々も同じように見ているのか、どうやって差をつけているのか、住み続けるためには、何が重要かそろそろ地域で考えていかないとまずいのではないかと私は思います。

制度上はこうだけど実際は違うよというところをどうやって意思決定していくのかということが非常に重要だと思います。それについては、どのようにお考えですか。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）おっしゃることは分かりますが、制度とすれば3年毎に向こう3年間にかかる給付費を計算して、その時点の65歳以上の方で負担していくというのが、一番分かりやすいやり方だと考えております。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「小柳 勇人君」

○3番（小柳 勇人君）28年の12月議会の時に質問させていただいた時には、7期計画を作る時には、ピークが見えてくるので、それに対してどういう社会保障計画をし、どうやって住みよい地域にしていくか、具体的に言うなら第2号被保険者である40から65歳の方々をどう考えているかということをお伺いすると、第7期で分かりやすい資料を出してくると議事録にはありました。

そこまでの資料があるかどうかは別としても、今言ったように、もちろん高齢の方々は社会的にもしっかりと介護しなければならぬ。しかし、それ以上にここに住んで働く人達が住みやすい地域を作らないといけないと思います。そういったことについて、理事の皆さんが議論して意思決定をする場がない。介護保険組合で一括して決めて、制度上はこうだから費用負担はこうですよということになっている。本当にこれでいいのかと私は思いましたので、あえてこのような質問をさせていただきます。いかがでしょうか。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「理事長 堀内 康男君」

○理事長（堀内 康男君）基本的には、国で決められた制度に基づいて我々組合が運営していくというのが基本的な考え方だと思います。その中で、組合として、それぞれの市町として、もっと住みやすい制度に工夫していくべきではないかということについては、それぞれの市町の施策の中で検討されていくものと考えております。

保険料を5,600円に据え置くという計画を作りましたが、負担を上げないということが住みやすさとイコールになるかという点、そうではなく、ここをもっと上げて8千円なり9千円の負担をしてもらって、その代わりに施設入所待機者を無しにするという方法もあります。

大体、特養クラスで100床増やしたら給付が3億円増えます。ですから、待機者を全部無くすには、200床増やさなければならぬということであれば、6億円給付を増やし、その分の負担をみんなですれば、待機者あるいは介護が必要な家族を抱えるの方々にとっては住みやすさに繋がります。その辺のバランスだと私は考えておりますので、それらについては様々なご意見の中で議論していくべきものと考えております。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「小柳 勇人君」

○3番（小柳 勇人君）私もそうだと思います。特に新川地域は高齢者のピークが見えて社会的にも計画を打ち出せると思います。今こそ議論を起こして、地域としてどういう方向に向かうのかということ住民の方々に分かっていただかないと、なかなか次の一步は踏み出せないと思います。

5,600円がいいのか、8,400円がいいのか、100床増やすのがいいのか。それを知っていただいた上で次にどうするのか。その部分は重要だと思いますので、今後は組合の資料にもそういう分野のことも入れていただくことがあると、私達も地域に入って説明をしやすい。働く人達になるべく住み続けたい、そういうところを議論できるように、まずは組合にデータ提供をしてもらいながら議論をする土台を作っていきたい。そういう思いで質問させていただきました。以上で終わります。

○議長（佐藤 一仁君）次に「井田 義孝君」

○7番（井田 義孝君）私はこの4年間一度も欠かさず、組合の議会を傍聴してまいりました。

しかしながら、介護認定の1次判定から2次判定での重度化変更率の大きさや、介護職員不足への対応など、率直な印象として当局はまるで他人事であるかのような姿勢であると感じております。

確かに、介護保険制度は国が決めています。しかしながら、施設に通ってくる人、入所しておられる高齢者の皆さんは管内市町の住民であり、この方々への福祉の責任は、本来は行政が負うべき

ものです。

介護制度の持続可能性を理由にどんどん改悪されていくのならば、行政と当組合こそが、住民の生活を守る側に立つべきだと申し上げまして、質問に入ります。

入善町では、職員不足により、47床のベッドが稼働できない状態が続いています。当組合の第6期介護保険事業計画では、職員不足を理由に、計画した施設整備を完了できませんでした。7期計画において、現在運営している施設のベッドが稼働できていない状態を改善できるのか、教えてください。7期計画で整備を見込んでいる施設にはきちんと職員を確保できるのか、教えてください。

訪問介護の生活援助についてですが、これまでより短い時間の研修を受けた職員で行えるなど、基準を引き下げられ、報酬単価も下げられます。前回の議会で当局は、職員不足の対策として有効だと答えていますが、こういう職員をどの程度確保できると考えているのか、教えてください。

前回の議会で、介護予防教室の利用者数は、黒部市の介護予防入門教室に延べ3,947名、朝日町のみめなけ運動教室に延べ3,343名に対し、入善町の元気わくわく教室は718名との答弁がありました。なぜ、入善町だけ突出して少ないのですか。入善町は、介護予防の取り組みが遅れているのですか。各市町で連携を取り、元気な高齢者の皆さんの主体性を活かした押しつけにならない介護予防の取り組みを強化すべきと思いますが、教えてください。以上です。

○議長（佐藤 一仁君） それでは、答弁を求めます。はい。「理事長 堀内 康男君」

○理事長（堀内 康男君） それでは、井田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1つ目の項目であります「介護職員不足について」の「入所制限施設での利用制限の改善見込み、第7期計画での整備予定の施設における職員確保」について、お答えをいたします。

現在、利用を制限している介護施設に確認いたしましたところ、ご指摘のとおり利用制限は継続されている状況であります。

事業所では、新卒者等の採用の予定はあるものの、別に退職者があること、新任職員は直ちに夜勤ができないことなどから、当面は改善の見込みはないとのことであります。引き続き、職員確保に努めていただくようあらためてお願いをいたしましたところであります。

また、第7期計画において、整備を予定しております施設での職員確保につきましては、事業計画に掲げた整備予定の施設は、公募により事業者を募集することにしており、募集をされる事業者は、当然ながら自前で介護職員が確保できる見込みを立てて申し込みをされるものと考えておりますが、審査に当たっては、職員確保の可能性の有無をしっかりと確認してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤 一仁君） はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君） 次に2つ目の項目「訪問介護生活援助担い手」についてお答えいたします。

来年度から、訪問介護の生活援助を中心としたサービスの担い手の資格要件を緩和し、新たに創設する短時間の研修を修了すれば、ホームヘルパーでなくてもサービス提供できるようになります。人材の裾野を広げることにより、慢性的な人手不足の解消に繋げていきたいとの国の方針で、短時

間の勤務を希望する主婦などの確保を想定したものであります。

これまで、新たに開始した総合事業において、要支援者を対象に、生活援助のみのサービスであります訪問型サービスAを実施してまいりましたが、対象が要支援者のみであり、介護報酬もホームヘルパー等の資格者が行うサービスより減額となることなどから、事業者が積極的に当該サービスの提供に努めているとは言えない状況であります。新たな制度により、対象が要介護者にも広がることとなり、こうしたサービスの利用者が確実に増えることから、事業者もヘルパー資格のない主婦などの雇用に動き出すものと見込んでおります。どの程度の確保が可能かは現時点では分かりませんが、利用者の拡大とともにこれらの職員の確保が進んでいくものと考えております。

次に3つ目の項目「介護予防教室の利用数は黒部市、朝日町に比べ、入善が突出して少ない。入善町は介護予防の取り組みが遅れているのか。押しつけにならない介護予防の取り組みを強化すべきと思うがどうか。」についてお答えいたします。

平成27年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、一般介護予防事業は、各市町の地域性を踏まえ試行錯誤を繰り返しながら、行われているところであります。12月定例会で紹介した構成市町の介護予防教室の利用者数については、各市町での教室の内容、実施形態も違う形の比較となっており、1つの教室のみの利用者数の違いで、介護予防への取り組みについて優劣はつけられません。

入善町の事例として紹介したのは、介護予防事業として平成16年より実施している脚の健康度の測定をして、その場で経年的な客観的評価を個人に渡し、結果に応じた運動内容を日常生活で実践できるように行われている「元気わくわく教室」についてであります。その他にも、認知症や転倒予防、うつ予防等の介護予防出前講座、研修会等の開催やボランティア等の組織育成による地域での自主的活動の支援等多くの事業を展開しており、介護予防の取り組みについて取り分けて遅れている状況はございません。

第7期介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指しております。押しつけにならない介護予防の取り組みの強化が不可欠であり、今後も介護予防を実践している住民活動の継続支援を行うとともに、こうした通いの機会を増やし、より多くの方が参加できるよう、これからもPDCAサイクルによる事業評価を行い、介護予防事業に積極的に取り組んでまいります。

「再質問」

○議長（佐藤 一仁君） それでは、再質問を受けます。「井田 義孝君」

○7番（井田 義孝君） 第7期での職員確保について、応募してくる場合には、職員確保の目途があるんだろうというお答えがありましたけれども、6期計画もそういう計画で募集したのに、応募がなかったということもあり、応募してきた事業者で職員確保が出来ず、施設整備が出来なかったという結果があります。7期計画の説明の中で、職員確保が見込まれるところを指定していくというような話がありました。

介護保険事業計画というのは、本来は高齢者がこのように増えて、このようなサービスが必要だから、こういう施設をいくつ作りましょうというものだと思っておりますが、職員が足りないという実情の中で、職員確保が出来る所は作りましょうということになってくると、介護保険事業計画

そのものが本来のところからは歪んだ計画になってしまうのではないのでしょうか。この計画に対して、当組合として職員確保に向けてどのように責任を持つのか。こういう議論が薄いと思います。民間任せだと、事業所に任せますと、自前で職員を確保してくれるのでしょうかという事で、この計画に責任を負えるのでしょうか。お答えください。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）当然ながら、事業計画策定においては、必要だという判断のもとに事業計画を立てておりますので、計画を立てた施設については極力整備に努めてまいります。

ただし、事業者は公募しますので、自前で職員を確保出来る事業者と出来ない事業者はあると思います。職員確保が出来る事業者は、職員を確保出来る施設を作っていくということになりますので、計画に掲げた施設でも、6期と同様に出来る施設と出来ない施設が出てくると思います。

ただし、現状ある施設で、極端に不足している施設があるかと言うと、そうではないと考えております。今後、必要になってくる施設はありますが、現状の施設で賄っていける部分は、現状の施設でフォローしていくということで、職員を確保できないのに無理をして施設を作っても、結局入所制限をすることになってしまっただけでは施設の意義がありませんので、職員を確保出来る施設を作っていくという方針でございます。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「井田 義孝君」

○7番（井田 義孝君）実際に職員が足りないわけで、苦しい答弁になるのは分かりますが、実際に6期計画で足りなかった施設もそうですが、それ以前からある入善町の施設で、空いているベッドがあるのに入れないという状況がずっと続いているが、改善できる目途が立たない。

予算のところで説明がありましたが、介護福祉士の資格を取る研修に支援をする新しい事業を始めますということで、これは良いことだと思います。資格を取るための支援を組合がして、人材育成の支援をする。初めてそういう性格のものが予算に盛り込まれたと思っております。介護福祉士の資格を取るための実務者研修に行く人に1人当たり最大10万円、施設には3万5千円という話でした。予算案を見ますと135万円となっています。ということは10人分です。10人介護福祉士になってもらったら、入善町のベッドが空いているという状況が改善するのか。10人全部が入善町の施設で働いてくれるわけではないと思いますが、どういう思いで10人分の予算にしたのか教えてください。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）介護職員の確保は当然必要でありますので、そのために何が出来るのかということ考えた時に、介護福祉士というのは介護職の地位の向上には最も適した職種ということで、それにターゲットを絞り、制度化させていただき予定としております。

ただし、この制度を導入したからといって、すぐに職員が確保できるという思いで作ったものではなく、長い目で見て、介護職の地位の向上を目指すという観点から設けたものであります。介護福祉士が増えていくことによって、処遇が改善され、介護職の地位が向上し、新たな人が介護職に

なってもいいとの思いを持ってもらいたいという考えから、この制度を導入する予定であります。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「井田 義孝君」

○7番（井田 義孝君）先ほども申し上げましたが、こういう支援制度を作ること自体は、大変良いことだと思います。

ただし、介護福祉士の資格を取ったからといって、本当に地位が向上して、待遇が改善されるのかというと、決してそうではない。介護福祉士の資格を持っている正規の職員が、平均しても全産業に比べて10万円以上も賃金が低いという状況にあります。

この制度は良いものですが、裾野を広げるという意味では全然取り組みが足りないと思っております。例えば、飲食店で皿洗いのアルバイトを募集しているのに誰も来ないというような状況で、コックになる資格を取るための支援をしますと言っているようなものです。資格を持っていない人でも就職してもらえないという状況がある中で、2番目の項目に行きます。

短時間就業の主婦の人が、生活援助のヘルパー職に就くということを想定して、人材不足の打開に期待をしているということでした。ではお聞きしますが、訪問型サービスAを提供する事業者で、資格を持っていない方を何人確保できているかという情報は持っていますか。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）訪問型サービスAを実施する上で、資格のない方でもサービス提供が出来るようになるために、独自の研修を設けておりますが、その研修を受けられたのは、今のところ2名であります。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「井田 義孝君」

○7番（井田 義孝君）先ほどの質問でも触れましたが、この生活援助の訪問介護の報酬単価が下げられています。その中で、短時間就業のパートの方の確保に事業所が動くであろうということですが、そのように動いたとしても、その方々の時給というのは、現在訪問しているヘルパーさん水準の時給がもらえるとは思えない。

私も、現役の社協のヘルパーさんに聞いてみましたが、パートの応募はなく、結局資格を持ったヘルパーが安い単価で同じ仕事をやらされるだけだと言っておられました。結局のところ、人材確保がきちんとされない限り、国の介護保険法改定もそうですし、第7期計画も絵に描いた餅になってしまいます。6期と同じように、終わってみたら整備できませんでしたということでは、この地域の高齢者の介護にどこが責任を負うのかということになります。

そうは言っても、人材確保が出来ない一番の理由は、待遇が悪いからです。どうして介護職の給料を引き上げられてやれないのかというと、国の介護報酬の基本部分が低いからです。今回の改定も加算ばかりで、基本報酬でアップした部分はほとんどありません。せっかく地方で介護保険事業計画を立てても、人材確保ができないせいで絵に描いた餅で終わってしまう。国に介護報酬の基本部分の上昇を強く求めていってほしいと思います。

最後の項目の介護予防についてお聞きします。入善町では、元気わくわく教室以外にも色々な取

り組みをしているので、介護予防が遅れているわけではないという答弁でした。私も住民の方々に聞いたところ、元気わくわく教室は大変好評です。町の議会でも度々申し上げておりますが、住民の方々は年に1回ではなく、もっとやってほしいと言っておられます。

そういう質問をしますと、ケアネットですとか、民生委員で介護予防リーダーの養成をしていますとかいう答弁が必ずきます。介護予防リーダーになってくれる方が中々いないと保健センターでは悩んでおられます。民生委員やケアネット推進員になってくださいと言っても、地域に成り手がいないというのが実情です。成り手がいないところに一生懸命やってくださいと言うのが押しつけではないかと私は思っています。住民の要望に応えることが介護予防を進めていく上で一番大事なことではないかと思っております。要望に応じて、介護予防教室を大いに進めていくという考えはありませんか。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）基本的には介護予防事業は組合の事業ですが、構成市町への委託事業でありますので、今後も入善町と連携しながら、取り組みを推進していきたいと考えております。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「井田 義孝君」

○7番（井田 義孝君）では、この質問は町の議会でさせていただきます。

冒頭でも申し上げましたが、この組合の介護の制度で生活しておられる方々は、入善町、黒部市、朝日町の住民の方々であります。この方々の福祉の向上、生活の向上に責任を負うのは、行政と当組合の使命だと思っておりますので、7期計画が絵に描いた餅にならないように、問題の根本解決のため、人材確保のために更なる手を打っていただきたいということを申し上げて私の質問を終わります。

○議長（佐藤 一仁君）それでは、次に「谷口 弘義君」。

○2番（谷口 弘義君）発言通告にもとづいて第7期介護保険事業計画について質問します。

施設整備計画では、施設サービスについては地域医療構想との整合性を図り、新たな介護保険施設である介護医療院の整備を見込み、施設サービス利用者の計画値を設定したとなっております。介護老人福祉施設、介護老人保健施設についての増床等の整備計画が示されていません。新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合の昨年10月の資料では、特別養護老人ホーム144名、老人保健施設の24名、グループホーム58名が入所待機者となっております。グループホームを27床増床整備する計画になっていますが、それでも入所待機者58名から見ると不十分です。介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム等の入所待機者を早急に解決しなければなりません。そのために増床計画・実行が必要と考えますが、答えてください。

施設の運営には介護職員の人材確保が不可欠であります。当組合として何ができるのか、答えてください。

介護療養型医療施設を介護医療院に移行させると見ることができます。介護医療院とは具体的にどういったものなのか。介護医療院をどこに何箇所作るのか。これまでと同じサービスが提供できるのか、答えてください。

「負担能力ある方」は、今年の8月から利用料を3割負担に引き上げることになり、当組合でもしっかりと制度に対応していくことが求められていると述べている。これまで国は、2015年度から年金収入280万以上の人の利用料を2割に引き上げ、介護施設の食費・部屋代の軽減措置（補足給付）の対象を限定し、利用者本人が低所得でも、配偶者の所得や預貯金を理由に、食費・部屋代の負担増を強いる仕組みを導入しました。さらに3割負担を求めるなど、弱い立場にある人に更に負担を押しつけるやり方に反対です。当組合管内での対象者は自治体別に何名で、負担増の総額をいくらと見ておられるのか、教えてください。

議案第7号の、共生型地域密着型サービスを行う予定の事業所は何箇所か、サービス内容は具体的にどういったものなのか。障がい者の方は共生型地域密着型サービスを求めておられるのか。介護事業者や当組合にとって、どのようなメリットがあるのか、併せて教えてください。私の質問は以上です。

○議長（佐藤 一仁君） それでは、答弁を求めます。はい。「理事長 堀内 康男君」

○理事長（堀内 康男君） それでは、谷口議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の項目であります「第7期介護保険事業計画について」の1点目「入所施設の待機者の解消には増床が必要と考えるがどうか、そのための介護職員確保策として組合として何ができるか」についてお答えをいたします。

昨年10月1日時点における特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホームの入所・入居待機者数は、先ほど指摘のとおりとなっております。

そのうち、老健施設での待機者数は入所の制限をしているベッド数に匹敵することから、新規に整備するより、こうした利用制限を解消することが重要であると考えており、先に質問のあった井田議員への答弁のとおり、引き続き、施設に対し、制限解消への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、特養施設では、要介護1・2の方も含めて、待機者数が144名となっておりますが、直近の1年間での新規入所者が156名おられることから、単純計算をいたしますと1年間で待機者全員が入所できる計算となります。実際には、入所申込者の要介護度や生活状況などを勘案し「富山県特別養護老人ホーム入所指針」に基づき、施設ごとに入所判断を行い、入所者が決まりますので、必ずしも1年以内に全員が入所できるとは言えませんが、直近の半年間の特養入所者の平均待機期間が8.9か月となっており、当該待機期間の介護サービスをどのように提供していくのが大切であると考えております。

第7期計画策定に当たり、既存の社会福祉法人に特養の増床を打診いたしましたが、残念ながら介護職員の確保が困難とのことで、事業計画に増床を盛り込むことはできませんでしたが、入所待機期間に受けていただく介護サービスとして、通所介護や訪問介護を受けながら宿泊も可能なサービスである「小規模対機能型居宅介護施設」と当該サービスに訪問看護も加えた「看護小規模多機能型居宅介護施設」の整備を盛り込んだところであります。

一方、グループホームにつきましては、職員確保がなかなか難しい中、現況とすれば最大限の27床の整備を計画に位置づけたところであります。

次に、介護職員確保に向けて組合としてできることについてであります。介護職員確保につきましては、直ちに職員不足を解消する方法はなかなか見当たりませんが、少しずつ介護職員の地位

を高め、処遇を改善して、介護職が魅力のある職業となるよう努める必要があるものと考えております。地位向上・処遇改善の1つの方法が、「介護福祉士」の資格を取ることであり、そのための前提条件となる「介護職員実務者研修」の受講に対し、支援をする制度の導入を予定しております。介護の事業所に勤める多くの介護職員の方々が介護福祉士になることにより、介護職全体の処遇が改善され、介護職の魅力向上につながることを期待いたしているところであります。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）次に2点目「介護医療院とは何か」について、お答えをいたします。

介護医療院とは、地域包括ケアシステムの5つの要素「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療・介護・生活支援」の3つに加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設であり、在宅復帰を目指すことが主目的である介護老人保健施設とは性格が異なります。介護療養型医療施設の長期療養のための医療機能を維持しつつ、生活施設として日常生活上の世話をする介護機能を加えたものとなります。

主な利用者像を重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者等とした「療養機能強化型」とそれより容体が比較的安定した者に対応する「老健施設相当以上」の2つに区分されます。

これまでの介護療養型医療施設の医療機能を維持しつつ、介護機能を加えたものであることから、従来と同等以上のサービスが提供されるものであります。

次に3点目の「今年の8月から3割負担となる対象者は自治体別に何名か。負担増の金額の総額はいくらか。」についてお答えいたします。

一昨年の12月定例会でも答弁したとおり、現行のシステムにおいては、今の時点で3割負担が実施された場合の対象者を抽出する仕組みが無く、積算は困難でありますので、現在の2割負担者の状況から推計した数値を申し上げます。

昨年の12月利用実績では、給付利用実人数は3,970人で、その内2割負担の利用者は233人、率にして5.9%であります。構成市町ごとの内訳は、黒部市126人、入善町64人、朝日町43人となっております。国では、3割負担となる対象者については、最大で利用者全体の3%と見込んでおりますので、当組合においても3%と仮定すると、2割負担者233人のうち、3割負担となるのは119人程度と見込まれます。

負担総額につきましては、2割負担者の負担総額が月額約692万円となっており、この実績から3割負担となると見込まれる119人の負担増の総額を推計いたしますと、月額約176万円となります。これを構成市町ごとの内訳として推計いたしますと、3割負担となるのは、黒部市で64人、入善町で33人、朝日町で22人となり、負担増の総額は、黒部市で約95万円、入善町で約49万円、朝日町で約32万円となるものと見込まれます。

ただし、3割負担となる所得が高い利用者についても、負担の月額上限があることから、必ずしも負担が5割増しになるものではないと考えております。

次に4点目「共生型地域密着型サービス」について、お答えいたします。共生型サービスとは、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度による指定を受けることができるようになったことから、両方の指定を受けた事業所が提供するサービスを言い、通所介護、訪問介護及びショートステイにおいて提供されます。

当組合が指定して実施する「共生型サービス」には、共生型地域密着型通所介護がありますが、地域密着型通所介護には既に富山型デイサービスとして障害福祉総合支援法による指定を受け、基準該当施設として障がい者に対して、共生型サービスを提供する事業所が黒部市に5箇所、入善町に1箇所、朝日町に2箇所存在しております。地域密着型通所介護を提供する13事業所のうち、約半分以上の8事業所が共生型サービスを提供できるようになっており、25名の障がい者・障がい児が利用されております。

今後は、障害福祉の指定事業所が介護保険による指定を受けて、共生型地域密着型通所介護の提供を目指すことが考えられますが、現在の障がいの利用者が65歳となるタイミングで指定を申請されるものと予想をしており、どれくらいの事業者がいつ頃指定申請されるかは見込めない状況であります。

また、提供する共生型サービスの内容については、富山型デイサービス事業所に確認したところ、利用者の障がいの状態により異なるものの、成人相当以上であれば、概ね高齢者に対するサービスと内容は変わらないとのことであります。一方、障がいの児童等に対しては、生活機能の向上のためのレクリエーションや機能訓練等が中心の内容となっているようであります。

次に「障がい者の方は共生型サービスを求めているのか」についてであります。今ほど申し上げた通り、地域密着型通所介護事業所では、25名の方が共生型サービスを受けておられるほか、利用定員が18名を超える通所介護事業所においても、多くの事業所が障害福祉の基準該当施設として、既に障がい者を受け入れており、身近な施設でサービスが受けられるという点からも、求められているサービスであると考えております。事業所にとっても、高齢者になる前からサービスを利用してもらうこととなり、長く施設を利用してもらえるというメリットがあります。

「再質問」

○議長（佐藤 一仁君） それでは、再質問を受けます。「谷口 弘義君」

○2番（谷口 弘義君） 1点目の項目についてですが、先ほど井田議員も言われたように、やはりどこか他人事のように言っているように聞こえます。当組合で積極的に何ができるのかということが全然見えてきません。

待機者についてですが、1年間で全員が入所できると先ほど答弁をされました。私の資料の144名というのは、要介護1からのものですが、保険法では、原則として要介護3から特養に入れるということになっています。この1年間で全員入れるというのは、要介護3以上の方達のものなのか、それとも要介護1以上の方達も含めてのものなのか、教えてください。それと、待機期間は平均8.9ヶ月というのも、要介護3以上の方達のものか、要介護1以上の方達も含めてのものなのか、併せて教えてください。

○議長（佐藤 一仁君） 答弁を求めます。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君） 要介護1・2の方でも、特列入所の基準に該当すれば入所できますので、対象となっております。ただし、実態とすれば、先ほども申し上げましたように、県が設けた基準がございますので、その基準に基づいて入所判定がされます。要介護1・2の方がここ1年間

で入所されたという話は聞いておりません。やはり、介護度の高い方から入所されますので、要介護1・2の方は入りづらいというのが現状です。入所者の平均待機期間についても、要介護1・2の方々も含めてのものとなりますが、今ほど申し上げましたように、要介護1・2の方で入所された方は、ここ1年間ではおりません。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「谷口 弘義君」

○2番（谷口 弘義君）そのような現状の中でも、要介護1・2の方が入所申込をされるというのは、よほどの事情があるからだと思いますが、そのあたりの事情はご存知でしょうか。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）特列入所の基準がございますので、その基準に該当されている方が入所申込をされているということでもあります。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「谷口 弘義君」

○2番（谷口 弘義君）そのところをきちんと審査をされた上で、要介護1・2の方は入所者から外されたということですか。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）要介護1・2だから外されたということではなくて、施設ごとに入所判定を行いますので、その判定の結果、要介護1・2の方が入所判定の上位に達していなかったということだと考えております。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「谷口 弘義君」

○2番（谷口 弘義君）次に、介護医療院についてです。従来と同等以上のサービスがされるという答弁をされましたが、そうなるのかなり条件が良くなります。例えば、入居者100人について、同等以上のサービスということになった場合、医者、看護職員、介護職員の人数はどのようになるのですか。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）細かい基準については、まだ把握しておりません。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「谷口 弘義君」

○2番（谷口 弘義君）そのあたりもしっかりと調べてから答弁をしていただきたいと思います。

次に、3割負担の問題についてです。2割負担の方が233人いて、3割負担となるのは、利用者全体の3%という事で119人程度になるという答弁でした。3割負担になるのは確かに少数だとは思いますが、国が面倒をみないということです。組合としてこの少数の方々に、何らかの形で救済できないものですか。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）3割負担となる方は、それなりに所得のある方ですので、十分に負担はできるものと考えております。先ほども申しあげましたように、月額の上限がありますので、上限を超えれば、その分は高額サービス費としての給付がありますので、無理のない負担であると考えております。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「谷口 弘義君」

○2番（谷口 弘義君）最後に、障がい者の方々の利用についてです。障害者総合支援法でサービスが提供できるという答弁されましたが、その他に社会福祉法や児童福祉法もあります。若い方や子ども達に対して、何か適用できるものはあるのですか。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）そちらの方は、当組合で指定するものではなく、障害の担当の方で指定していくものでございますので、状況については把握しておりません。

○議長（佐藤 一仁君）時間になりましたので、以上で「谷口 弘義君」の質問を終了いたします。次に「成川 正幸君」。

○4番（成川 正幸君）それでは、通告に従いまして、第7期介護保険事業計画について5点質問いたします。

まずは1点目、高齢者の居住安定に係る施策との連携で、介護保険等のサービスを利用していない要介護認定者への訪問等を実施するとありますが、その人数と推移はどうか。また、利用しない理由をどのように考えておられるのか伺います。

2点目です。地域包括ケア「見える化」システムを活用して地域の介護保険事業の特徴や課題の把握に努めるとありますが、本組合の特徴は何か。また、国は「見える化」システムだけではなく、様々なデータをオープン化してきています。それらのデータも利用しながら進めてはどうかと思いますが、考えを伺います。

3点目です。要介護認定者の推計を見ると要介護2以下の軽度の認定者数が気になります。利用者の状況を見ても介護給付・介護予防の両サービスでリハビリテーション利用者が増加しています。第7期計画では、通所リハビリテーションの事業所増設を目指すとありますが、その他リハビリテーションはどうか。また、その資格者の人材確保はどうか伺います。

4点目です。訪問入浴介護サービスの利用が伸びています。在宅介護事業が進むにつれてもっと

必要になってくると考えます。そこで現在、管内での事業所数と今後の整備計画はどうか伺います。

最後、5点目です。住宅改修等の点検・調査に平成30年10月から福祉用具の貸与価格の上限が設けられることで対応を図るとありますが、どのように進めていくのか。また現在、福祉用具の利用に関し、どのように進めているのか。リハビリテーション専門職が関与する仕組みはあるのか。今後の進めていく上での考えを伺います。以上です。

○議長（佐藤 一仁君） それでは答弁を求めます。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君） それでは、成川議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の項目「第7期介護保険事業計画について」の1点目「介護保険等のサービスを利用していない要介護認定者への対応」について、お答えいたします。

第7期介護保険事業計画では、「地域包括ケアの深化・推進」における取り組みの中で、「在宅生活安定のための支援」として、介護保険等のサービスを利用していない要介護認定者への見守り訪問等を行うことを掲げております。

平成29年11月末時点で、要介護認定を受けておられる第1号被保険者は、要支援者も含め、4,720名でその内、介護サービスを利用しておられる方は、11月利用実績で4,081名となっており、639名の方が介護サービスを利用しておられないこととなります。

介護サービスを利用しない理由としては、要介護認定を受けた理由が手すり等を設置する目的により住宅改修費を受給することであったり、杖などの福祉用具の購入であったりした方々が所期の目的を達成したため、サービスを利用する必要がなくなったことが最も多いと思われませんが、その他、元々、今すぐ介護サービスを利用する予定はないにも関わらず、必要となった時にすぐ利用できるよという意図から介護認定を受けられる方、いわゆるお守り認定の方が少なからずおられることやサポートしてくれる人が家族や近所にいることなどがあげられます。

また、介護サービスを利用していない要介護認定者への対応につきましては、その方の要介護度や家族構成、医療保険の利用状況などを総合的に判断し、フォローが必要と思われる方を抽出し訪問等を実施しております。本年度におきましては、これまで25名のお宅を訪問し、その内、1名の方に対し、介護サービス等の利用に繋げております。

○議長（佐藤 一仁君） はい。「理事長 堀内 康男君」

○理事長（堀内 康男君） 次に2点目「地域包括ケア「見える化」システムから見た本組合の特徴は何か。また、「見える化」システム以外のオープン化されたデータも利用しながら課題把握を進めてみてはどうか。」について、お答えをさせていただきます。

第7期介護保険事業計画の策定にあたっては、国の基本指針として、地域の特徴や課題の把握など地域分析を行うこととされております。

本組合の特徴は、「見える化」システムの介護保険事業給付状況分析によりますと、全国平均と比較して、施設サービスの受給率が高い反面、居宅サービスの受給率が低い傾向にあることがわかります。居宅サービスの中では、訪問入浴、訪問看護、短期入所、地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの受給率が低い傾向にあります。

また、本組合の高齢化率は、全国平均と比較し、高い傾向にあることなどから、課題といたしま

しては、居宅サービスの充足に努めること、また、できるだけ介護サービスに頼らなくてもいいように、介護予防に対する取組みが非常に重要であると考えております。

国においては、「見える化」システムを積極的に活用して介護保険事業を進めていくことを求めているほか、各保険者や事業所等が実施している事業やサービスについて、広く公表していくことも求めており、その手段として「介護サービス情報公表システム」の活用があげられます。そこからは、他ではどのような事業やサービスが行われているか把握することができます。

また、事業計画に位置づけられた目標の達成状況についても公表されることから、他の保険者との比較を基に、課題の把握も可能であり、このようなオープン化された様々なデータをできるだけ活用しながら、適正な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）次に3点目「リハビリテーションサービス」について、お答えいたします。

第7期計画では、自立支援・重度化防止に資する事業として、通所リハビリテーション事業所の増設を目指しておりますが、その他のサービスにつきましては、新たに本年1月よりあさひ総合病院において、資格者の人材を確保したうえで、訪問リハビリテーション事業を開始したところであり、第7期期間は今の体制を継続してまいります。

次に4点目「訪問入浴介護」について、お答えいたします。

現在、管内における訪問入浴介護事業所は、入善町に1事業所あるのみであります。在宅生活継続のためには、欠かせないサービスであります。なかなか事業所を増やせる状況にはないことから、第7期での整備予定はございません。第7期期間におきましては、今ある事業所に利用者増に対応していただきたいと考えております。

また、今後の利用者の推移も見ながら、第8期以降の整備計画について検討してまいります。

次に5点目「福祉用具貸与における上限設定への対応とリハビリテーション専門職の関与等」について、お答えいたします。

福祉用具貸与については、業者によって不当に高額な価格で貸し出しているケースがあることから、その是正に向け、本年10月から貸与価格の上限が設けられ、毎年価格の見直しが行われることとなっております。

当組合においては、これまで平均値を大きく超える貸与事例はないものと認識しており、保険給付の対象外となるような事例の発生の可能性は低いと考えておりますが、1件ごと価格を確認して、上限超えの貸与が行われることのないようしっかりと点検してまいります。

また、国では、リハビリテーション専門職が福祉用具の導入・利用とその運用管理を主導するように薦めておりますが、県内においては関与している保険者はございません。当組合でも、専門職が関与する仕組みはなく、県内の2つの保険者が住宅改修の点検・調査において専門職を活用しているのみであります。当該保険者においても、専門職への業務委託に係る費用負担が大きいこと、専門職の本来の業務の合間に行っていただくことから、スケジュール調整が難しいこと、専門職に関与してもらうべき事例があまりないなどの理由から、件数は少ないとのこととあります。

現在、福祉用具の利用に関しては、ケアプランを作成するケアマネジャーが主導して進めており、現状ではリハビリテーション専門職が関与しなくても適正に福祉用具が利用されているものと考え

えております。今後は、ケアマネジャーのさらなる資質の向上を図り、適正な福祉用具の利用につなげてまいります。

「再質問」

○議長（佐藤 一仁君） それでは再質問を受けます。はい。「成川 正幸君」

○4番（成川 正幸君） 1点目の項目についてですが、介護サービスを利用しておられない方が639名いて、その中の25名を訪問し、1名を介護サービス等の利用に繋がったとのことでした。介護の必要があるのに認定を受けていないというような方は、孤立していったら、重度化も進んでしまうのではないかと不安に思います。そういった方達の状態が悪くならないように、市と町がしっかりと連携して、みていただきますようお願いしたいと思います。これは、質問ではなく要望です。

次に、2点目の項目についてです。地域包括ケア「見える化」システムですが、システムの利用について、勉強会のようなものは実施されているのでしょうか、あるいは、今後実施する予定はありますか。皆さんがこのシステムについて把握しておられるのかお聞きしたい。

○議長（佐藤 一仁君） はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君） 「見える化」システムにつきましては、第6期計画の時とは違うシステムであり、比較的新しいシステムでありますので、職員の間でも、このシステムの使い方を完全にマスターしてはいないと考えております。今後は、「見える化」システムをより効率良く利用できるよう内部で研修会等をしていきたいと考えております。

○議長（佐藤 一仁君） はい。「成川 正幸君」

○4番（成川 正幸君） このシステムは一般の方でも見ることができるシステムです。過去の経験だけではなく、様々なデータも検証しながら、適正に効率良く運営をして、これからの事業計画に反映していただきたいと思います。

次に、3点目の項目についてです。リハビリテーションについては、重度化防止の観点から第7期計画に出てきたものだと思いますが、計画倒れにならないようにしっかりと事業を行っていただきたいと思います。これは質問ではなく、要望です。

次に、4点目の項目についてです。訪問入浴介護サービスの事業所が、管内では入善町に1箇所しかないということでしたが、この事業所が何らかの理由でやめるということになると、管内で訪問入浴介護サービスを受けることが出来なくなります。しかし、第7期計画では整備予定はないとのことですが、そのあたりどうお考えですか。

○議長（佐藤 一仁君） はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君） この訪問入浴介護の事業所とお話しをさせていただいたところ、現時点では、職員を増やして利用者増に対応していきたいとのことで、やめるというような状況はあり

ませんとのことでした。また、訪問入浴の車で1台しかないということで、利用者が一気に増えてもなかなか対応はできないとおっしゃられていました。以前は、車が2台あったそうですが、2台使うほどのキャパはないので、1台に減らしたということで、今後利用者が増加していくようであれば、車を増やすことも検討していきたいとのことでした。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「成川 正幸君」

○4番（成川 正幸君）車が1台しかないということでしたが、車も機械ですので、壊れることもあります。そうなった場合、当然サービスが提供できなくなる。そのような状況にならないために、組合として何か支援するというような考えはないですか。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）この事業所は本社が富山にありまして、県内で事業を実施しております。単独の事業所ではありませんので、車が故障などした場合には、他の事業所から借りてくるといった方法もできるのではないかと思います。また、魚津市でも訪問入浴介護の事業所が1箇所しかないという状況がありますので、私の思いとしては、今後利用者が増えてきた場合、魚津市の事業所と共有して1台車を運用していただくというような働きかけをしていくことも考えております。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「成川 正幸君」

○4番（成川 正幸君）お風呂に入れられないという状況にならないよう、車を増やしていただくとか、管内にある事業所に訪問入浴介護のサービスをしていただけるよう、組合として要望していただきたいと思います。

最後に、5点目の項目であります福祉用具のことについてです。1点目の項目のところで、介護サービスを利用していない方で、杖の購入などをされている方もいるという答弁がありました。そういった方も含めて、用具の選定はどのようになっているのか疑問に思ったので、質問をさせていただきました。福祉用具の選定はケアマネジャーが主導しているとのことでしたが、選定についてケアマネの間で、皆さん同じようなレベルというか、認識を持っておられるのでしょうか。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）ケアマネもたくさんおられますので、皆さんが同じ認識を持っているかは分かりませんが、多くのケアマネは福祉住環境コーディネーターという資格を持っており、プランを作っておられます。また、福祉用具の事業者についても、これは業界団体で持っている資格ですが、福祉用具専門相談員という資格を持った上で事業を実施しております。このように、業界としても、積極的に取り組みをしておられますので、そういった方々が関与している限り、適正に選定は行われているものと考えております。

○議長（佐藤 一仁君）はい。「成川 正幸君」

○4番（成川 正幸君）国が、貸与価格の上限を定めるということを決めてまいりました。実際、高額な価格で貸与するという事例も全国にはあるわけです。こちらにはそういう事例はないのですが、今後どのような方が出てくるかは分かりませんので、適正に福祉用具が選定されるようをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤 一仁君）以上で一般質問は終了いたしました。ここで、5分間の休憩といたします。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 12 時 00 分 再開

討論・表決「議案第 1 号から議案第 10 号」

○議長（佐藤 一仁君）それでは、会議を再開いたします。日程第 5、「議案第 1 号」平成 30 年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合一般会計予算から「議案第 10 号」新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

はじめに討論を行います。討論はございませんか。はい。「井田 義孝君」

○7番（井田 義孝君）私は、第 2 号議案「平成 30 年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業特別会計予算」、第 4 号「平成 30 年分担金に関する構成市町の分賦の額及び納付期日について」、第 7 号「新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、第 8 号「新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」には反対する立場で意見を述べます。

国による、平成 30 年度の介護保険法改定は、全国各地で深刻となっている介護の要望に全く応えるものでなく、まさに制度あって介護なし、介護崩壊を招きかねない内容となっています。

年収 340 万円以上の方の 3 割負担導入、地域包括ケアシステムの導入による、責任の地域への押し付け、公的責任の後退、共生型サービス導入を口実とした施設基準の大幅緩和による基準の後退、訪問介護の生活援助を短時間研修の職員に置き換えるという軽度者の介護サービスからの締め出し、介護医療院の創設による医療からの締め出し、そして自立支援・重度化防止に名を借りた財政的インセンティブによる利用抑制、介護保険の「卒業」強制の懸念など、利用者の負担増や行政の責任後退などの改悪が目白押しです。

さらに、介護報酬を見てみると、0.54%のプラス改定となっていますが、プラス改定の多くは基本報酬ではなく加算であり、何々をしたら、何々が出来たら、初めてもらえる報酬であります。例えば、自宅への訪問看護にさえ、看取り加算をつけたり、ケアマネに看取り加算をつけたり、これは、入院しないで家で死んでくれということです。

訪問リハビリや通所リハビリに加算をつけて、せつせとりハビリして要介護になるなど誘導する一方で、訪問看護や通所リハビリ本体の報酬は引き下げられています。これら加算を取るための基準はとても厳しく、各事業所はこれまで通りの経営を維持するために大変な負担を負わなければなりません。本体は引き下げているくせに、加算で政府の望む方向に誘導するという、実態からかけ離れた報酬体系は、絵に描いた餅であると言わざるを得ません。

当組合の新年度予算は、この国の法改定を新川地域に当てはめたものであり、例えば、訪問介護や訪問看護の予算は引き下げられる一方、訪問リハビリや通所リハビリは予算が引き上げられています。また、必要だと計画されながら、整備ができていない小規模多機能、入善で稼働できていないショートステイ（短期入所生活介護等）の予算が大きく減らされております。当組合は、保険料剰余金も多くあり、また給付費分担金も大きな額を各市町に返還しております。もっと本気になって介護職員の確保、養成に取り組むべきです。そうしなければ第7期計画も結局絵に描いた餅に終わってしまうのではありませんか。以上の理由から、第2号、4号議案には賛成できません。

また、第7号及び第8号議案は、共生型サービスの出現に伴い、これまでの「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」、「介護予防認知症対応型通所介護」等の施設基準を著しく緩和、後退させるものです。12月議会で理事長は、自立支援・重度化防止に取り組むとともに、尊厳と生きがいを持って自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう地域包括ケアシステムを深化・推進していくと述べられました。このような基準緩和を行ってはいは、人間としての尊厳と生きがいを守れなくなってしまいます。以上の理由から、議案第7号、8号に反対であると申し上げ、私の討論を終わります。

○議長（佐藤 一仁君）ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（佐藤 一仁君）討論なしと認めます。これを以て討論を終結いたします。

これより採決を行います。「議案第1号 平成30年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合一般会計予算」について、起立により採決をいたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第2号 平成30年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業特別会計予算」について、起立により採決をいたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立多数）起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第3号 平成30年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV事業特別会計予算」について、起立により採決をいたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第4号 平成30年度分担金に関する構成市町の分賦の額及び納付期日について」、起立により採決をいたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数) 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第5号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」及び「議案第6号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険条例の一部を改正する条例について」以上2件を、一括して起立により採決をいたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員) 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第7号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、起立により採決をいたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数) 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第8号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、起立により採決をいたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数) 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第9号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」及び「議案第10号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例について」以上2件を、一括して起立により採決をいたします。

本件について、原案のとおり決することに、賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員) 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

「議会運営に関する調査について」

○議長(佐藤 一仁君) 次に、日程第6「議会運営に関する調査について」を議題といたします。本件を付託した議会運営委員会の調査の結果について、委員長から報告を求めます。「議会運営委員長 伊東 景治君」

○1番(伊東 景治君) 本委員会に付託され、議会閉会中の継続審査に付されております「議会運営に関する調査について」その結果をご報告申し上げます。

本委員会は、去る2月16日に開催し、2月定例会の会期、議事日程及び議会運営に関する事項について協議をいたしました。

次に、同じく2月定例会の理事長提出議案10件について説明を受けた後、その取扱いについて協議をいたしました。

以上、審査事項も含め、本委員会では、議会運営効率化等について、引き続き調査する必要があると認め、議会閉会中も継続して調査すべきものと決定いたしました。以上であります。

○議長(佐藤 一仁君) ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は、「議会閉会中の継続審査」であります。委員長の報告のとおり、決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認め、本件は、「議会閉会中の継続審査」とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。

これをもって、平成30年第1回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会2月定例会を閉会いたします。

理事長からご挨拶があります。

○理事長(堀内 康男君) それでは、2月定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

当局から提案させていただきました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、滞りなくご承認賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げます。また、今ほどいただきましたご意見等につきましては、心して執行してまいりたいと考えているところであります。

さて、4月から第7期の介護保険事業計画がスタートいたします。この計画の概要につきましては、概要版として全戸に配布させていただきたいと考えております。新たな計画では、自立支援・重度化防止の推進に重点を置いて、その中でも、通所、訪問、住民運営の通いの場へのリハビリテーション専門職の関わりをこれまで以上に進めてまいりたいと考えております。今ほどの議論の中でもありました介護職員の確保につきましては、大変重要な課題でございます。介護報酬の改定は、緩やかには進んでいくものと思っておりますが、十分な状況になるにはまだまだ時間がかかるのではないかと思います。介護職に関わっておられる職員の皆様方からは、非常に暗く、厳しいお話をたくさんいただいております。そのことが若い世代の介護職への参加に影響を与えているのではないかと思います。これからの高齢化社会の中で、やりがいのある明るい職場というイメージを作っていくことも大変重要であると考えておりますので、その点についても、今後皆さんと議論していかなければならないと考えております。

一方、ケーブルテレビ事業につきましては、大変重要な時期を迎えております、これまで15年間ほど行政として運営をしてきたわけではありますが、本当に技術革新が激しい分野でもありますし、専門的でスピード感のある事業であります。今後の運営方針につきましては、民間譲渡という考え方もあるわけではありますが、その場合、継続的に安定した運営が行えるのかどうかという審査も非常に重要であると考えております。この事業は住民の皆様方の生活に大きく関わるものでございますので、今後も慎重に検討してまいりたいと考えております。住民の皆様方には引き続き、ご理解、ご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤 一仁君）ありがとうございました。それでは皆様、お疲れ様でした。

午後12時13分 閉会

以上の会議の次第を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年2月26日

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会議長

署名議員

署名議員